

[事案 27-61] がん診断給付金支払請求

・平成 27 年 12 月 19 日 和解成立

<事案の概要>

募集人による不告知教唆があったとして、告知義務違反による契約の解除の取消しとがん診断給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 11 月に契約したがん保険について、子宮頸部上皮内癌と診断確定されたため、がん診断給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約を解除され、給付金が支払われなかった。しかしながら、以下の理由により、告知義務違反による契約の解除を取り消し、がん診断給付金を支払ってほしい。

- (1) 告知時に、通院したことを募集人に伝えて告知の必要性を確認したところ、募集人が告知は不要であり「いいえ」に○を付けるよう指示されたので、当該告知欄を「いいえ」とした。
- (2) 告知書の被保険者控には記入がなく、本社提出用の告知書のみ「いいえ」の記入がされている告知事項があることから、募集人が告知書を追記等している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人には告知時の詳細な記憶はないが、通常においては被保険者の申出どおりの記入を求めているので、募集人による不告知教唆はない。
- (2) 記入漏れに気づいた募集人が、告知書（複写式）へ申立人に追記してもらった際に、被保険者控に複写するのを失念したのもので、募集人の追記等の事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行い、資料の追加提出を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、募集人の不告知教唆の事実を認めることはできないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 追記に係る告知事項は、告知義務違反の問題とされている告知事項以外であり、その記入に不適切な点があったことは告知義務違反による解除を取り消す理由にはならないものの、告知書の追記について、申立人が追記したとの事実は認められず、告知書が適切に記入されたとはいえない。
- (2) 募集人において、保険会社のルールに沿った告知書の取扱いがなされておらず、申立人に対し告知の重要性について適切な説明を欠いていたと認められる。